（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第二十一条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定事業者協力業務）

第二十二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三十条　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「第五十八条」を「第六十四条」に改め、同項第十四号中「第十二条」を削り、同項第十六号を次のように改める。

十六　削除

第十五条第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　次に掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

イ　経営の革新を行う事業者

ロ　事業者の経営の革新を支援する事業を行う者

第十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第三号に掲げる業務は、第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産を著しく減少させない範囲内で行わなければならない。

第十六条中「前条第一項第六号」の下に「及び第二項第三号」を加える。

第十七条第一項第三号中「及び第十四号から第十六号まで」を「、第十四号及び第十五号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同項第二号中「、同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」を「及び同項第十五号」に改め、同項第三号中「第十五条第二項第五号」を「第十五条第二項第六号」に改め、同項第四号中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

第二十一条第一項中「及び第十四号から第十六号まで」を「、第十四号及び第十五号」に改める。

附則第八条の八の次に次の一条を加える。

（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る業務の特例）

第八条の九　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第十二条の業務

二　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号。次号において「旧生産性特措法」という。）第十八条の業務

三　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧生産性特措法第二十五条の業務

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の四第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の五　機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2　附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第十七条第一項第三号の項中「及び第八条の七」を「、第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条第一項第一号の項中「第六号」を「第七号」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の七」を「、第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条第一項第三号の項中「第十五条第二項第五号」を「第十五条第二項第六号」に、「同条第二項第六号」を「同条第二項第七号」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第二十一条第一項の項中「及び第八条の七」を「、第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改める。

第九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「並びに同法第三十条」を「、同法第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項並びに同法」に改め、同項第十四号中「第三十六条」を「第二十一条の五、第三十四条」に、「保証」を「保証、同法第六十五条の六の規定による助言」に改め、同項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条の規定による協力を行うこと。

第十五条第一項第二十二号中「第三十条及び」を「第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項及び同法」に改め、同項第二十三号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、「並びに同条第三項及び第四項」を「及び同条第三項から第五項まで」に改める。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法」の下に「第六十五条の六に規定する助言、同法」を加え、「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。